

改正 5-8

不動産の税務

2 課税の取り扱い

(途中省略)

▼登録免許税

課税標準	課税標準は「不動産の価格」だが、原則「 固定資産税評価額 」が課税標準となる		
税 率	登記の種類により異なる。		
	種類	対象	本則
	所有権保存登記	建物	4/1,000
	所有権移転登記（売買）	※土地・建物	20/1,000
	抵当権設定登記	土地・建物	4/1,000
	※なお、土地の所有権移転登記（売買）の税率は 20/1,000（本則）であるが、平成 23 年 3 月 31 日までは税率が 10/1,000 に、平成 24 年 3 月 31 日までは 13/1,000、平成 25 年 3 月 31 日までは 15/1,000 に軽減されている		
住宅用 建物の 軽減税率	平成 25 年 3 月 31 日 までに 住宅用建物 を新築・取得した場合に一定要件を満たすことで軽減税率の適用がある。 土地については適用がない 新築（所有権保存登記）のケース：4/1000 → 1.5/1000 売買取得（所有権移転登記）のケース：20/1000 → 3/1000		

_____部分が改正点です。